

1 県中学校体育連盟主催大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

(1) 参加を認める条件

- ア 大分県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。
- ウ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）と『大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針』（令和5年3月大分県教育委員会発出）の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- エ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録されていること。
- オ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加資格の特例競技部細則を満たしている。
- カ 各郡市大会、県中学校体育連盟主催大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- キ 郡市総体・県総体・九州大会・全国大会それぞれの会期と同時期に開催される別大会（予選も含む）に出場予定がある場合は、郡市総体から参加できない。
- ク 地域内の中学生誰もが参加できるチームであること。
- ケ 郡市総体予選・県総体・九州中学校体育大会・全国中学校体育大会においては一大会として、移籍等による他団体からの大会への出場は認めない。

(2) 参加した場合に守るべき条件

- ア 各大会開催基準を守り、出場する競技種目の申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 各大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 監督は、指導資格を有する指導者とする。（競技部細則参照）
- エ 監督等は、複数チームからの参加は認めない。（ただし、体操・新体操のコーチは、複数チームのコーチを兼ねることがができる。）監督・引率責任者は、大分県中学校体育連盟引率細則3. 引率上の留意点及び大会会場における留意点に則ること。
- オ 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。
- カ 団体種目における地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）名の出場は1チームのみとする（複数チームの参加はできない）。また、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）と部活動ともに同一学校の生徒で編成されたチームの参加は認められない。
- キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で大会に参加する（した）場合、在籍中学校等他団体での大会参加は予選となる各郡市大会から含めて認めない。その逆も同様である。
- ク 大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

◎ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）参加にあたって

- ① 参加を承認する精神は、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）が、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツの振興の観点からも充実を図ることであり、勝利至上主義の活動を容認するものではない。
- ② 各市町村の実情に応じて市町村間で編成する場合は、関係市町村教育委員会及び学校長並びに該当郡市中体連、チーム代表者で十分な協議を行う。

2 令和5年度県中体連主催大会の参加申込に関して

●参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の所属選手がいる場合

選手は、「大会参加団体確認書」の提出を4月に学校に提出する。

●大分県中学校総合体育大会

県総体への出場希望の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、各郡市総体（県総体予選大会）に主拠点の郡市中体連へ地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）用大会参加申請書（様式1・2・3）を提出すること。

（郡市中体連問合せ先を参照）

第2回県中体連評議員会（5月中旬開催）にて出場する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）を確認。

●大分県中学校新人大会

県中学校新人大会においては、県中体連HP（9月中旬頃 ＊陸上、水泳については8月下旬頃）に添付された競技毎の大会要項に従い申込を行う。県新人大会から新規の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）が参加する場合は、大会参加申請書（様式1・2・3）を添付し、競技別要項に示された申込先に提出すること。

郡市新人大会については、各郡市中体連に確認。

3 拠点校部活動について

市町村もしくは県教育委員会等が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動で、参加を希望する生徒を市町村内の一つの学校が受け入れるというものであり、勝利至上主義のための活動ではない。なお、拠点校部活動（以下拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

- ① 実施の事業主体は、市町村教育委員会または県教育委員会等（以下、事業主体）とする。実施主体は、市町村立中学校・義務教育学校とする。
- ② 参加の承認は、生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生活指導に同意すること。
- ③ 実施期間は、原則1年間（年度単位）とするが、継続も拒まないものとする。もしくは事業主体の判断に委ねる。
- ④ 拠点校の移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。
- ⑤ 拠点校が既存の部活動同様の申し込み方法に則って行う。連絡についても拠点校が対応する。
- ⑥ 在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動及び活動中の事故については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。
- ⑦ 引率・監督は、拠点校関係校の校長・教員・部活動指導員とする。拠点校校長が認めた外部指導者（コーチ）を置くことができる。

※1 この特例は、令和5年4月21日より適用する。

令和6年2月20日改訂

※2 この特例は、今後も検討を続けていく。